平成２４年（フ）第３２２号
千葉県印西市木刈１丁目７番地10
債務者　佐藤サトヱ
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２５号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　23棟106号
債務者　澤井　省三
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３３０号
千葉県佐倉市稲荷台２－９－９－202　リエス佐倉稲荷台、住民票上の住所千葉県八千代市桑納338番地
債務者　黒澤　聡哉
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３３１号
千葉県八街市八街に170番地５　市営住宅長谷団地２－２号
債務者　市東　亮司
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３３３号
千葉県富里市七栄649番地168
債務者　井関　　繭
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３３９号
千葉県佐倉市本町117番地６　グレースコートⅢ101
債務者　久保木　信
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３５０号
千葉県成田市公津の杜１丁目４番地４　セーミ・リエスＣ館101号室
債務者　平野　　学
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１６０号
新潟県柏崎市駅前２丁目４番６号
債務者　野村　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
新潟県長岡市下々条２丁目1321番地　第三小林荘201号室
債務者　松村　文子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
愛知県岡崎市河原町10番地３　コーポはまなす201、前住所愛知県岡崎市大西３丁目11番２
債務者　菅原パウロこと　スガハラ　パウロ
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
岡山県倉敷市船穂町船穂3057番地
債務者　萩原　奈々（旧姓大佛）
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
鹿児島県枕崎市宮前町23番地
債務者　名越　貴志
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１６２６号
埼玉県川口市大字芝3833番地　田中荘101号
債務者　村上　小町
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
岩手県北上市九年橋１丁目５番６号　九年橋ハイツ102号、前住所岩手県北上市大通り１丁目６番４－906号　セレーノ北上大通
債務者　石田　俊司
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１０３号
岩手県花巻市松園町１丁目29番１号　市営松園町中アパート３号、前住所岩手県花巻市桜町２丁目98番地１
債務者　藤原　宏子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１５４５号
埼玉県川口市東川口２丁目20番10号　ピーチハウス104号
債務者　永井　克昌
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６３号
埼玉県川口市大字東本郷1197番地の７
債務者　片山　哲司
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係